

土木工事施工管理基準の主な改定点について

1.【出来形管理基準及び規格値】

編	章・節・条	頁	主な改定点
第 編 (土木工事 共通編)	2-4-4 既製杭工（既製ソイルメント杭）	1-44	・新規追加
	2-6-8 半たわみ性舗装工	1-51 ほか	・新規追加
	2-6-9 排水性舗装工	1-53 ほか	・新規追加
	2-6-10 透水性舗装工	1-55	・新規追加
	2-6-11 グーアスファルト舗装工	1-56	・新規追加
	2-6-14 ブロック舗装工	1-63 ほか	・新規追加
	2-12-3 桁製作工	1-74 ほか	・JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができることを追加した。
第 編 (道路編)	2-4 歩道路盤工	1-91	・厚さは下がり管理も可とすることを追加した。
	2-4 歩道舗装工	1-91	・厚さは両端部 2 点を下がり寸法管理とすることを追加した。
	4-5-10 支承工（鋼製、ゴム）	1-99	・可動支承の移動量等について追加した。

	4-8-3 落橋防止装置工	1-100	・新規追加
	14-4-5 切削オーバーレイ工	1-108	・規格値を変更した。 ・維持管理工事においては、平坦性の項目を省略することができることを追加した。
第 編 (下水道編)	2-1-1 処理場・ポンプ場	1-117 ほか	・新規追加
第 編 (河川編)	1-13-4 ハンドホール工	1-120	・新規追加
第 編 (公園編)	1-3-2 植栽工	1-126	・新規追加

2.【品質管理基準及び規格値】

工種	試験区分	試験項目	頁	主な改定点
セメント・コンクリート	必須	単位水量測定	1-130	・新規追加 ・100 m ³ /日の場合
	必須	スランプ試験 圧縮強度試験 空気量測定	1-131	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またはレディーミクストコンクリート工場（JIS マーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができるとした。
	その他	配筋状態及びかぶり	1-132	・新規追加
	その他	強度測定	1-132	・新規追加

下層路盤 ほか	必須	現場の密度測定ほか	1-137 ほか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10 個の測定値の平均値 X10 が規格値を満足しなければならない。また、10 個の測定値が得難い場合は 3 個の測定値の平均値 X3 が規格値を満足しなければならないが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 ・ 1,000 m²未満の工事は、1 工事につき任意の 3 個とし、別途 1000 m²につき 1 個追加する。 <p>密度試験回数一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工面積:A(m²)</th> <th>0 ≦A< 1,000</th> <th>1000 ≦A< 2,000</th> <th>2,000 ≦A< 3,000</th> <th>3,000 ≦A< 4,000</th> <th>4,000 ≦A< 5,000</th> <th>5,000 ≦A< 6,000</th> <th>6,000 ≦A< 7,000</th> <th>7,000 ≦A< 8,000</th> <th>8,000 ≦A< 9,000</th> <th>9,000 ≦A< 10,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>密度試験回数 (As舗装、上・下層路盤)</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td colspan="3">10</td> </tr> <tr> <td>抽出する数</td> <td colspan="3">3</td> <td colspan="3">6</td> <td colspan="4">10</td> </tr> <tr> <td>規格値</td> <td colspan="3">X3</td> <td colspan="3">X6</td> <td colspan="4">X10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※規格値は、施工面積に応じた密度試験回数により得られた結果のうち、値の低いものから順に抽出し、その平均値とする。 ※小規模工事は、異常が認められた場合を除き省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 300 m²以上とする。 ・ 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が 35 t 未満あるいは、施工面積が 300 m²未満とする。 <p>(なお、施工面積が 300 m²未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)</p>	施工面積:A(m ²)	0 ≦A< 1,000	1000 ≦A< 2,000	2,000 ≦A< 3,000	3,000 ≦A< 4,000	4,000 ≦A< 5,000	5,000 ≦A< 6,000	6,000 ≦A< 7,000	7,000 ≦A< 8,000	8,000 ≦A< 9,000	9,000 ≦A< 10,000	密度試験回数 (As舗装、上・下層路盤)	3	4	5	6	7	8	9	10			抽出する数	3			6			10				規格値	X3			X6			X10			
	施工面積:A(m ²)	0 ≦A< 1,000	1000 ≦A< 2,000	2,000 ≦A< 3,000	3,000 ≦A< 4,000	4,000 ≦A< 5,000	5,000 ≦A< 6,000	6,000 ≦A< 7,000	7,000 ≦A< 8,000	8,000 ≦A< 9,000	9,000 ≦A< 10,000																																					
密度試験回数 (As舗装、上・下層路盤)	3	4	5	6	7	8	9	10																																								
抽出する数	3			6			10																																									
規格値	X3			X6			X10																																									
転圧コンクリート	その他	骨材の微粒分量試験	1-148	・ 新規追加																																												
	その他	ミキサの練混ぜ性能試験ほか	1-149 ほか	・ 小規模工種で 1 工種当りの総使用量が 50 m ³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上。またはレディーミクストコンクリート工場 (JIS マーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができるとした。																																												

固結工	必須	ゲルタイム試験	1-154	・新規追加
覆工コンクリート (NATM)	必須	単位水量測定	1-171	・新規追加 ・100 m ³ /日の場合
工場製作工 (鋼橋用鋼材)	必須	現物照合・帳票確認 目視及び計測	1-184	・新規追加

3.【写真管理基準】

編	章・節・条	頁	主な改定点
	2-6-7 アスファルト舗装工 (下層路盤工)ほか	2-15	<ul style="list-style-type: none"> ・敷均し厚さ転圧状況 400mに1回 100mに1回 ・整正状況 400mに1回 100mに1回 ・厚さ 200mに1回 40mに1回
	4-8-3 落橋防止装置工	2-31	・新規追加